

第 6 編 財務(大月都留広域事務組合長期継続契約を
締結することができる契約を定める条例)

○大月都留広域事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(平成 17 年 7 月 29 日条例第 2 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) 翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約で次に掲げるもの
 - ア 機器又は車両の賃貸借に関する契約
 - イ ソフトウェアの使用に関する契約
- (2) 翌年度以降にわたり役務の提供を受ける契約で次に掲げるもの
 - ア 機器又は設備の保守点検等に関する契約(コンピュータシステム等の情報通信機器のソフトウェアの運用保守を含む。)
 - イ 施設等の警備業務・管理業務又は設備の運転監視業務に関する契約
 - ウ 一般廃棄物収集運搬、搬出運搬処理及び不燃物(資源物含む。)分別・選別作業に関する契約
- (3) 前 2 号に関する契約(それぞれ当該各号に掲げるものを除く。)であってその契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとして組合長が特に認めるものに関する契約

附 則

この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。